

車体の形状	構造要件	留意事項
警察車	<p>警察庁又は都道府県警察において使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 犯罪捜査、交通取締等警察の職務遂行に必要な特種な設備を有すること。 2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯（格納式、着脱式又は自動車の外形上に設置されていないものを除く。）及びサイレンを有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。 ・職務遂行に必要な放水装置を備えた自動車であって、放水する水等を収納するためのタンク状の容器は、積載量として算定するものとする。 <p>なお、乗車定員10人以下の場合は、放水する水等の積載量の有無にかかわらず、自動車検査証の有効期間は2年とする。</p>